

平成 21 年 7 月 21 日

総務省 情報通信国際戦略局
情報通信政策課 法体系担当 御中

会社名：富山テレビ放送株式会社
代表者：代表取締役社長 武蔵 徹
住 所：富山県富山市新根塚町 1-8-14

意見書

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」に関し、別紙の通り意見を提出いたします。

以上

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成 20 年諮問第 14 号＞答申（案）」に対する意見

項目	意見
<p>4. コンテンツ規律 12 頁</p> <p>(3)メディアサービスに関する具体的規律</p> <p>①一定のメディアサービスを確保するための規律</p> <p>ア放送を確保するための枠組みの必要性</p> <p>放送普及基本計画について</p> <p>イ放送を確保するための枠組みの対象・内容</p> <p>基本計画の対象について</p>	<p>現在の放送普及基本計画を堅持するとともに、同計画に謳っている「総合放送 4 系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。」内の「系統」表記を「局」に変更することを要望する。3 局体制である富山県は、ケーブルテレビに対し、欠落波の区域外送信を容認し、事実上の 4 局体制になっている。さらに、これを同系列波に拡大した場合、7 局体制になりかねない状況になる。地域の諸事情などを踏まえ、地域性の確保や地域間における放送の普及の均衡を図るためにも、基本計画のもつ意義は大きい。</p> <p>また、基本計画の対象は、地上放送、特別衛星放送となっているが、放送関連四法の集約。大括り化の中で、基本計画の対象範囲を地上放送の再送信にも摘要すべきであると考え。</p>
<p>4. コンテンツ規律 12 頁</p> <p>(3)メディアサービスに関する具体的規律</p> <p>①一定のメディアサービスを確保するための規律</p> <p>イ放送を確保するための枠組みの対象・内容</p> <p>地上放送の放送対象地域について</p>	<p>地方の民放事業者は、地域免許制度のもと地域社会における基幹放送としてその役目を担ってきた。また、全国の放送局数は、放送普及基本計画が示すように、地域の経済基盤に合わせて配置され、均衡が保たれている。災害時の対応など報道機関としての役目を果たすためにも、既存の放送事業者の経営や事業形態等に影響を及ぼさないように慎重な検討を要望する。</p>
<p>4. コンテンツ規律 16 頁</p> <p>(3)メディアサービスに関する具体的規律</p> <p>⑤「メディアサービス」に係る再送信の在り方</p> <p>ア義務再送信制度</p> <p>難視聴地域の概念とは…</p> <p>イ裁定制度</p>	<p>難視聴解消の観点から義務再送信制度は維持すべきである。ただ、難視聴地域の概念が不明確である。昭和 47 年、有線テレビジョン放送法が制定された当時、地方のケーブルテレビの役割は電波受信が難しい、いわゆる辺地対策が中心だった。その後、都市難視対策へと事業を拡大していくが、その結果、全国各地で区域外送信問題が発生した。</p> <p>区域外送信問題は、「受信者利益の保護」の観点が優先されるが、放送普及基本計画の枠組みを超える同系列波の区域外送信が情報格差の是正につながるとは考えられない。む</p>

受信者の利益とは…

しろ、地域に与える影響は大きい。地域経済の活性化や、同項目③に掲げる「災害放送」など地域の安全、さらに「政見放送」など公職選挙法に基づく公益性を確保するためにも、「地域の利益」を最優先に考えるべきである。

同項目④ 表現の自由享有基準 ア 総論（15頁）に謳っているように、「地域性」を確保するためにも、今一度、難視聴の原点に立ち返り、難視聴地域＝義務再送信の範囲を「区域内」と明示することを要望する。